

2026年度 大分県市町村助成制度一覧

2026年度大分県の各市町村が持つ助成制度です。掲載している内容は、2026年1月現在のものです。最新の情報・詳細等はお問合せください。

市町村名	制度名称	助成対象	助成金額	問合せ先
大分市	大分市観光協会MICE開催補助金 https://www.oishiimachi-rita.jp/mice/	・九州大会以上の規模で開催され、市内の宿泊施設における宿泊者数が延べ50人泊以上の大会、会議、学会、スポーツ大会等	延べ宿泊者数 50人以上100人未満 100人以上200人未満 200人以上300人未満 300人以上400人未満 400人以上 補助限度額 100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円	一般社団法人大分市観光協会 097-537-5764
別府市	別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金 https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/sports/yuchisuisin.html	・市内の宿泊施設における宿泊数(参加者とし保護者等応援者は除く。)が延べ50泊以上のスポーツキャンプ、スポーツ大会(助成金は延べ人数等に応じる。右記のとおり) ・スポーツキャンプにおいては連続して2日以上行われるもの。 ・大会、合宿の日程の一部に、市内の施設を利用すること。 ・世間一般やメディア等の関心が高く、参加者による別府市に関する情報発信が別府市の高評価につながると期待できるもの。(※) *ただし、国又は地方公共団体が主催するものや、本補助金以外の助成の対象となっているもの、営利活動・政治的活動又は宗教的活動を目的とするものは補助金の交付対象外となります。	延べ宿泊人数:50人～199人 補助金額:25,000円 延べ宿泊人数:200人～299人 補助金額:50,000円 延べ宿泊人数:300人～399人 補助金額:75,000円 延べ宿泊人数:400人～499人 補助金額:100,000円 延べ宿泊人数:500人～599人 補助金額:125,000円 延べ宿泊人数:600人～699人 補助金額:150,000円 延べ宿泊人数:700人～799人 補助金額:175,000円 延べ宿泊人数:800人～899人 補助金額:200,000円 延べ宿泊人数:900人～999人 補助金額:225,000円 延べ宿泊人数:1,000人以上 補助金額:250,000円 (※)の場合:補助金額:250,000円以内	別府市スポーツ推進課 0977-21-8088
中津市	中津耶馬渓観光協会ツアー誘客助成金 https://nakatsuyaba.com/pages/65/	日本国内及び海外に拠点を置く旅行業者及び旅行サービス手配業者	【国内旅行者を手配する旅行会社】 ・助成要件1(観光箇所2箇所+食事処もしくはレンタサイクルの場合) 通年:1催行10名以上の団体に対し1名当たり1,000円 ※上記経費が1人当たり1,000円以上の場合に限る ・助成要件2(観光箇所2箇所+宿泊の場合) 通年:1催行10名以上の団体に対し1名当たり3,000円 【海外旅行者を手配する旅行会社】 ・助成要件1(観光箇所2箇所+食事処もしくはレンタサイクルの場合) 通年:1催行10名以上の団体に対し1名当たり1,000円 ※上記経費が1人当たり1,000円以上の場合に限る ・助成要件2(観光箇所2箇所+宿泊の場合) 通年:1催行10名以上の団体に対し1名当たり3,000円 【交付上限】 1催行当りの助成交付上限:150,000円 1営業所当りの助成交付上限:300,000円 ※レンタサイクルの対象となるサイクリング施設(次の3箇所が対象となります。) ・耶馬渓サイクリングターミナル ・やすらぎの郷やまくに ・青の洞門サイクリングセンター風水園	(一社)中津耶馬渓観光協会 0979-64-6565
	中津市メイプル耶馬サイクリングロード活用支援補助金 https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024052300169/	・市内で開催され、参加者がサイクリングロードを活用し、地域との交流が行われる営利を目的としないイベント事業であること。 ・この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて開催するイベント事業でないこと。 ・地域の活性化に資するイベント事業であること。 ・公募により参加者を募集するイベント事業であること。 ・イベントのスタート、ゴール、又は、宿泊地点の少なくとも一つが市内であること。	補助率:10分の10以内 限度額:1団体当たり50万円まで	中津市観光課 0979-62-9035

市町村名	制度名称	助成対象	助成金額	問合せ先												
日田市	日田市コンベンション誘致事業 https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/shokokankobu/kankoka/kankoshinko/2540.html	<ul style="list-style-type: none"> 市内の施設を会場として開催されるもの。 市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が50人以上であること。 政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。 営利を目的としたものでないこと。 地域経済の活性化、文化等の向上に寄与するものであること。 日田市から他の補助金等の助成を受けていないこと。 <p>※市内の施設等をコンベンションの会場として使用したときは、施設の使用料の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を補助額に加算する事ができる。ただし、50,000円が上限。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 日田市民文化会館(パトリア日田)を利用するコンベンションについては、同施設利用料を免除する。 主催者からの要望により、開催期間中の1回に限り日田祇園囃子の演奏を無料で派遣する。 観光ガイドマップ等の無料提供をする。 全国大会、または九州大会以上で1,000名以上(スポーツ大会を含む)の大会は、主会場の歓迎看板、および臨時観光情報コーナーの設置を行う。 参加者、出席者に記念品として配布する大会名や団体名等を印刷した日田杉ファイアル等、日田杉を活用したノベルティの提供。 	<p>補助金額は、一つのコンベンションにつき、宿泊者の数の区分に応じ、次に記載する金額とする。</p> <table> <tr><td>延べ宿泊人数: 50人～99人</td><td>補助金額: 25,000円</td></tr> <tr><td>延べ宿泊人数: 100人～199人</td><td>補助金額: 50,000円</td></tr> <tr><td>延べ宿泊人数: 200人～299人</td><td>補助金額: 100,000円</td></tr> <tr><td>延べ宿泊人数: 300人～499人</td><td>補助金額: 150,000円</td></tr> <tr><td>延べ宿泊人数: 500人～999人</td><td>補助金額: 300,000円</td></tr> <tr><td>延べ宿泊人数: 1,000人以上</td><td>補助金額: 600,000円</td></tr> </table> <p>※宿泊施設は旅館業法第2条で規定するホテル営業・旅館であり、1名あたり1泊の宿泊料が3,000円以上の施設に限る。</p>	延べ宿泊人数: 50人～99人	補助金額: 25,000円	延べ宿泊人数: 100人～199人	補助金額: 50,000円	延べ宿泊人数: 200人～299人	補助金額: 100,000円	延べ宿泊人数: 300人～499人	補助金額: 150,000円	延べ宿泊人数: 500人～999人	補助金額: 300,000円	延べ宿泊人数: 1,000人以上	補助金額: 600,000円	日田市観光課 ☎0973-22-8210
延べ宿泊人数: 50人～99人	補助金額: 25,000円															
延べ宿泊人数: 100人～199人	補助金額: 50,000円															
延べ宿泊人数: 200人～299人	補助金額: 100,000円															
延べ宿泊人数: 300人～499人	補助金額: 150,000円															
延べ宿泊人数: 500人～999人	補助金額: 300,000円															
延べ宿泊人数: 1,000人以上	補助金額: 600,000円															
佐伯市	日田市産業観光推進事業補助金 https://www.hitask.jp/information.html	<p>タイプA-1: 受注型旅行(宿泊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 旅行業者又は団体が催行する10人以上の旅行 ② 日田市内の旅館・ホテル(1泊3,000円以上)に宿泊 ③ 2施設以上の見学や体験(ひとりずむ21施設の中から) ④ 市内での食事(昼食と夕食) <p>タイプA-2: 受注型旅行(日帰り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 旅行業者又は団体が催行する10人以上の旅行 ② 2施設以上の見学や体験(ひとりずむ21施設の中から) ③ 市内での食事 <p>タイプB: 募集型旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 旅行業者が行う日帰りの募集ツアー ② 1施設以上の見学や体験(ひとりずむ21施設の中から) ③ 市内での食事 <p>※令和8年4月1日からの助成対象になります。また、施設見学数については対象制限がありますので、詳細は観光課にお問い合わせください。</p>	<p>タイプA-1(宿泊)</p> <p>宿泊者1人につき、2,000円を交付します(1旅行業者あたり 200,000円を限度)</p> <p>タイプA-2(宿泊)</p> <p>参加者1人につき、1,000円を交付します(1旅行業者あたり 100,000円を限度)</p> <p>タイプB</p> <p>ツアー募集1種類につき30,000円、2回目催行10,000円、3回目催行10,000円を加算します。(同一業者2種類のツアーまでを限度)</p>	日田市観光課 ☎0973-22-8210												
臼杵市	佐伯市大会等誘致事業補助金 https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0033508/index.html	<ul style="list-style-type: none"> 佐伯市で行われる大会や合宿等に参加し、佐伯市内に有料で宿泊すること。 有料宿泊者の延べ数が15人以上であること。 本市からこの補助金以外の補助金その他これに類する助成を受けていないこと。 申請者は大会や合宿等の主催者であること。 	<p>宿泊者の延べ人数×1,000円-① 県外から単独で合宿を行う場合の移動に要するバス、レンタカー等の借上料の額50,000円 を上限に補助-② ①+②あわせて50万円が上限</p>	佐伯市文化・スポーツツーリズム 推進課 ☎0972-22-4071												
佐伯市	佐伯市団体旅行誘致助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 佐伯市で昼食または夕食を取ること。(フリーではなく、必ず会場を指定して下さい。) 宿泊ツアーの場合は、昼食、夕食の2食をとること。 ツアータイトルに下記①②を含むこと ①(大分県)佐伯市、②佐伯市の食、または体験を組むこと 佐伯市で買い物(道の駅など)を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 日帰りツアー 一本につき20,000円(18名以上) 宿泊ツアー 1本につき60,000円(15名以上) <p>※どちらも上限本数あり</p>	一般財団法人観光まちづくり 観光推進課 ☎0972-22-1101												
臼杵市	臼杵市団体旅行誘致助成事業 https://www.usuki-kanko.com/travel-company	<ul style="list-style-type: none"> ①1ツアーアタリ10名以上で、貸切バスを利用した旅行であること ②臼杵市内の有料観光施設(国宝臼杵石仏、稻葉家下屋敷、吉丸一昌記念館、野上弥生子文学記念館、臼杵市歴史資料館、風連鍾乳洞)1ヶ所以上を観覧、または臼杵市内の有料体験コンテンツ・有料アクティビティを利用すること ※有料コンテンツ:臼杵焼き/着物/煎餅作り体験、USUKI VENUE等 ※有料アクティビティ:ゴルフ、パークゴルフ等(企画内容は要確認) ③臼杵市内の飲食店で食事をとること ④臼杵市内の宿泊施設に宿泊すること(※任意) 	<p>飲料を含まない食事代が1名あたり… 1,000円～15,000円未満の場合一人当たり1,000円の補助 15,000円以上の場合一人当たり2,000円の補助 + さらに臼杵市内に宿泊で一人当たり1,000円の追加補助</p>	一般社団法人臼杵市観光協会 ☎0972-64-7130												

市町村名	制度名称	助成対象	助成金額	問合せ先
宇佐市	宇佐市ツアーコンペニオン制度 https://www.city.usa.oita.jp/tourist/companyschool/9936.html	<p>この制度の対象となる旅行商品(インバウンド含む)は、市内の食事処で1回以上の食事をとり、本市の観光地2箇所以上を訪れる団体旅行、または、市内宿泊施設での宿泊を伴い、本市の観光地3箇所以上を訪れる団体旅行となります。ただし、本市から他の補助金や助成を受けて実施する旅行商品、国・自治体などが実施する会議や研修、宗教活動または政治活動を目的とした旅行その他市長が適当でないと認めるものについては対象外となりますので予めご注意ください。</p> <p>補助金交付の対象:旅行会社</p>	<p>1. 市内の食事処で1回以上の食事をとり、市内観光地2箇所以上を訪れる団体旅行 貸切バス1台(団体)あたり 30,000円</p> <p>2. 市内観光地3箇所以上を訪れ、参加者が市内に所在する宿泊施設に宿泊する団体旅行(令和6年4月よりグリーンツーリズムを利用した場合も対象) 貸切バス1台(団体)あたり 60,000円</p> <p>3. 広告などによる一般募集を行った旅行商品の場合 20,000円(ツアーナンバーが宇佐市のPRにつながると認められるものに限る) ※1ツアーアタリの交付上限150,000円、1営業所アタリの交付上限300,000円 ※15名以上乗車のバスが対象(DC期間中(令和6年4月~6月)は、10名以上乗車のバスが対象となる</p>	宇佐市観光・ブランド課 ☎0978-27-8171
豊後大野市	豊後大野市 里の旅お食事補助金 https://sato-no-tabi.jp/news/%E9%87%8C%E3%81%AE%E6%97%85%E3%81%8A%E9%A3%9F%E4%BA%8B%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B/	<p>・5名以上の団体(小学生以上) ※里の旅お食事補助金交付要綱第3条に該当する団体を除く。 ・宿泊施設(豊後大野市商工会加盟店)に延べ1泊以上滞在 ※1名あたり1泊の宿泊費が3,000円以上の宿泊に限る。 ※旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業施設に限る。 ・飲食施設(豊後大野市商工会加盟店)を1泊あたり1箇所以上利用 ※1名あたり1回の飲食合計額が300円以上の飲食に限る。</p>	<p>◆1名1泊あたり1,000円(延べ宿泊者数×1,000円) ※15万円を限度額とします。</p>	一般社団法人豊後大野市観光協会 ☎0974-27-4215
由布市	由布市周遊観光バスツアーコンペニオン制度 https://www.city.yufu.oita.jp/cate_2/article_83059	<p>助成金交付の対象となるツアーコンペニオンは、次のすべての要件を満たすもの。</p> <p>(1) 1催行当たりの参加者が10名以上(乗務員及び添乗員を除く。)のツアーコンペニオンであること。</p> <p>(2) 往復ともに貸切バスを使用し、添乗員が同行すること。</p> <p>(3) 由布市内5地域(由布院・湯平・塚原・挾間・庄内)のうち3地域以上の観光施設(飲食店を含む。)を巡るツアーコンペニオンであること。</p> <p>(4) 宿泊ツアーコンペニオンの場合は、由布市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。</p> <p>(5) 由布市が実施するマナーアップ啓発を、ツアーコンペニオン全員に周知すること。</p> <p>(6) ツアーコンペニオンの参加者に所定のアンケートを回答させ、集計結果を提出すること。</p> <p>(7) 他の補助金、助成金を受けていないこと。</p> <p>(8) 以下を対象とするツアーコンペニオンでないこと。</p> <p>ア 学校行事</p> <p>イ 国、地方公共団体又は公的団体が実施する会議又は研修旅行</p> <p>ウ 宗教活動又は政治活動を目的としたツアーコンペニオン</p> <p>エ その他市長が不適当と認めるツアーコンペニオン</p>	<p>日帰り(由布市での宿泊を伴わないもの) 50,000円 宿泊(1泊以上) 100,000円 ※助成金の上限は、1事業者当たり年間650,000円</p>	由布市商工観光課 ☎097-582-1304

市町村名	制度名称	助成対象	助成金額	問合せ先
国東市	国東市観光周遊促進支援事業助成金 https://www.city.kunisaki.oita.jp/site/kanko/2025syuyusokushinsien.html	(助成対象者) ・旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者かつ日本国内の事業者。 (助成対象事業) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 旅行の出発地は国東市 外からとし、往復ともに貸切りバスを利用すること。 (2) 旅行の参加人数は、1 行程につき 10 人以上であることとし、参加人数については旅行業者、バス事業者の乗務員及び添乗員を除くこと。 (3) 市内の飲食施設等で 1 回以上の食事利用を行うこと。 (4) 市内の特産品等の販売施設 道の駅及び里の駅等 に立ち寄ること。 (5) 市内の観光施設等を 3箇所以上見学し、うち 1 箇所は有料施設とすること。ただし、飲食施設、販売施設は含まれない。 (6) 学校行事 修学旅行、社会見学、農家民泊等 として行う教育旅行、主な目的が会議・研修、特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。 (7) 旅行参加者に所定のアンケートを回答させ、集計結果を提出すること。 (8) 募集用のチラシ・パンフレット・専用サイト等に、本助成金を利用して催行する旨の文言を記載すること。	【日帰り】旅行参加者数に対して2,000円を乗じて得た額 【宿泊】 旅行参加者数に対して3,000円を乗じて得た額	国東市観光・地域産業創造課 ☎0978-72-5168
	国東市スポーツ合宿誘致事業 https://www.city.kunisaki.oita.jp/soshiki/shogai-gakushu/gassyuku1.html	市外の学校や企業スポーツ団体、青少年スポーツ団体、その他これらに類する団体(国東市内の体育館施設等を利用し、スポーツ活動を行うこと。市内の宿泊施設に宿泊すること。) 例:大学のサークル、高校の部活動、草野球チーム等 指導者:2名まで 選手:制限なし ※保護者は対象外	延べ宿泊者数(宿泊した参加者の人数に宿泊数を乗じて得た数)に2,000円を乗じた数。 ※ただし、1つのスポーツ合宿につき20万円が限度額	国東市社会教育課 ☎0978-72-2121
姫島村	姫島村営フェリー団体割引 https://www.himeshima.jp/access/#ferry-info	・15名以上の団体	・1割引き	姫島村役場 船舶課 ☎0978-87-2012
日出町	日出町団体旅行誘致助成事業 https://hijinavi.com/news/detail/39	【日帰り】 旅行実施期間内において日出町内の観光箇所(2ヶ所以上)観覧及び昼食(2,000円以上)する商品 【宿泊】 旅行実施期間内において日出町内の宿泊施設に宿泊し、観光箇所(2ヶ所以上)観覧する商品 *観光箇所・観光交流拠点「二の丸館」も含む。	※助成金交付額全体の上限:1,200,000円 <日本国内及び国外の旅行会社> 【日帰り】 1ツアーの団体に対して、団体の人数に応じて助成 ◆ 1ツアー10名以上19名まで 30,000円助成 ◆ 1ツアー20名以上 40,000円助成 ※但し、複数回設定など同企画の上限は100,000円とする。 【宿泊】 1ツアーの団体に対して、団体の人数に応じて助成 ◆ 1ツアー10名以上19名まで 40,000円助成 ◆ 1ツアー20名以上 50,000円助成 ※但し、複数回設定など同企画の上限は100,000円とする。	ひじ町ツーリズム協会 ☎0977-72-4255

別府市コンベンション振興協議会の支援制度

<https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/kankou/detail6.html>

【対象】

ビーコンプラザを主会場とし、開催期間中、別府市内に100名以上の宿泊者を伴う九州大会規模以上の各種大会について、補助金が受けられます。

①国際大会

・補助金額: 上限300万円(会場使用料全額)

・支給条件: ●2か国以上の参加者で宿泊を伴う大会。

　　●ビーコンプラザの会場使用料に対して支給(冷暖房料・付属設備・機器等の使用料は含まない)。

②九州大会規模以上

・補助金額: 上限200万円(会場使用料2/3)

・支給条件: ●九州大会規模以上の大会で、別府市内に延べ500人以上の宿泊者を伴う大会。

　　●ビーコンプラザの会場使用料に対して支給(冷暖房料・付属設備・機器等の使用料は含まない)。

③その他の大会

・補助金額: 上限50万円(会場使用料2/3以内、または別府市内延べ宿泊者数×1,000円のいずれか低い金額)

・条件: 上記①②に該当しない大会で、別府市内に延べ100人以上の宿泊者を伴う大会。

【問合せ】

別府市コンベンション振興協議会(別府市観光課) ☎0977-21-1128

公益社団法人ツーリズムおおいたのMICE支援制度

<https://cm.visit-oita.jp/foragent/mice/>

【対象】

大分県内で開催されるMICEについて、支援制度が受けられます。

①九州大会規模以上のMICE

・補助金額: 上限100万円(対象経費の1/2以内)

・条件: 会議等の規模が九州大会以上で、参加者延べ泊数500泊以上であること等(持ち回り及び営利目的でないもの)。

②国内外大型イベント

・補助金額: 上限200万円(対象経費の20%以内)※集客数が3万人を超える場合は最大1,000万円

・条件: 多くの集客が見込まれるコンサート等で、有料入場者数5,000人以上であること等。

③スポーツイベント

・補助金額: 上限200万円(対象経費の20%以内)※集客数が3万人を超える場合は最大1,000万円

・条件: 県外から多くの集客が見込まれるスポーツイベント等で、参加者延べ泊数1,000泊以上であること等。

【問合せ】

公益社団法人ツーリズムおおいた ☎097-536-6250